



## ベイヒルズ社 労 士 事 務 所 便 り

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階  
TEL : 045-450-6701 ( 平日 9:00 ~ 17:00 )  
FAX : 045-450-6706



### 【今月の一言】

先日、元八王子中学 2 年生 6 名が SDGs に積極的に取り組んでいる企業に訪問する、訪問学習としてベイヒルズ税理士法人に来社されました。

ノーベル物理学賞を受賞された真鍋氏も、好奇心が原動力だとおっしゃられていましたが、正しい知識を得て、自分で考える力をつけてほしい、そんな思いで社労士という職業、仕事をするうえで大事なこと、資格や知識について、お話をさせていただきました。何か 1 つでも得るものがあったと感じてもらえていれば嬉しいです。

私としても、SDGs 教育が進んでいることを身をもって体感するひと時でした。(所長 岡)

それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。



( 訪問学習当日の様子 )

## 令和 2 年度 監督指導による賃金不払残業の是正結果から

### ◆支払われた割増賃金の平均額は 650 万円超

厚生労働省は、「監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和 2 年度)」として、労働基準監督署が監督指導を行い、令和 2 年度(令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで)に不払いとなっていた割増賃金が支払われたもので、支払額が 1 企業当たり合計 100 万円以上である事案を取りまとめて公表しました。

これによれば、是正企業数 1,062 企業(前年度比 549 企業の減)、対象労働者数は 6 万 5,395 人(同 1 万 3,322 人の減)で、支払われた割増賃金の平均額は 1 企業当たり 658 万円、労働者 1 人当たり 11 万円にのぼりました。

### ◆割増賃金合計額は前年度比 28 億 5,454 万円減

業種別の企業数で比較すると、製造業が 215 企業(20.2%)、商業が 190 企業(17.9%)、保健衛生業が 125 企業(11.8%)と上位を占めています。支払われた割増賃金合計額は 69 億 8,614 万円で前年度比 28 億 5,454 万円の減と大幅に減少していますが、コロナ禍における様々な影響は当然無視できないところですので、今後どのような傾向となるかは引き続き注視する必要があります。

### ◆改めて労働時間管理の確認を

厚生労働省は、あわせて「賃金不払残業の解消のための取組事例」として企業が実施した解消策について以下のように紹介しています。

- ① 代表取締役等からの賃金不払残業解消に関するメッセージ(労働時間の正しい記録、未払賃金の申告)の発信
- ② 管理職に対する研修会の実施
- ③ 定期的な実態調査等

厚生労働省では、引き続き賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとしています。企業においても改めて適切な労働時間管理方法や自社の現況については確認したいところです。

【厚生労働省「監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和 2 年度)」】

## くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた企業に助成金支給

### ◆くるみん認定制度とは

内閣府は、10 月 1 日からくるみん認定・プラ

チナくるみん認定を受けた中小企業事業主に助成金を支給する「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を開始しました。

くるみん認定制度とは、平成 26 年 4 月に改正された次世代育成支援対策推進法によって創設され、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受ける制度です。また、より高い基準を満たし継続的な取組みを行っている企業は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

今年 8 月時点でのくるみん認定は 3,660 社、プラチナくるみん認定は 451 社となっています。

### ◆助成金の概要

本助成事業は、以下の要件を満たした中小事業主が助成を受けることができます。

- 子ども・子育て支援法に規定する一般事業主(=事業主拠出金納付の事業主)であること
- 前年度または当年度(助成申請期間まで)において、くるみん認定を受けたこと
- 前年度の 3 月 31 日時点において、プラチナくるみん認定を受けていること
- 次世代支援対策推進法に規定する中小企業事業主(=常時雇用する労働者数 300 人以下の事業主)であること

くるみん認定については、1 回の認定につき 1 回の助成(50 万円/企業)が行われます。

プラチナくるみん認定を受けている企業は、認定が取り消されない限り、令和 8 年度まで毎年度、助成(50 万円/企業)が行われます。

### ◆認定の取得方法

くるみん認定を取得するためには、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出する必要があります。届出後に一般事業主行動計画を実践し、目標達成した段階で認定を申請する必要があります。

一般事業主行動計画策定の流れや申請書様式は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

【内閣府「くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業事業主に、助成金を支給します!」PDF】

【厚生労働省「一般事業主行動計画の策定・届出等について」】

## 11 月の税務と労務の手続 【提出先・納付先】

### 10 日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付  
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降採用の労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

### 15 日

○所得税の予定納税額の減額承認申請書  
(10 月 31 日の現況)の提出 [税務署]

### 30 日

○個人事業税の納付<第 2 期分>  
[郵便局または銀行]

○所得税の予定納税額納付 <第 2 期分>  
[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付  
[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出  
[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用  
状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出  
(雇用保険の被保険者でない場合)  
<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]